

特定一般教育訓練給付の活用状況等について

人材開発統括官

若年者・キャリア形成支援担当参事官室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

特定一般教育訓練給付の概要

○労働者が費用負担し、厚生労働大臣が指定する教育訓練を受講、修了した場合、その費用の一部を雇用保険により給付する制度として、令和元年10月に「特定一般教育訓練給付」を創設し、速やかな再就職及び早期のキャリア形成を支援。

特定一般教育訓練給付金の概要

厚生労働大臣の指定する専門的・実践的な教育訓練（特定一般教育訓練）を受講、修了した場合に、訓練費用の一定割合を支給

<給付の内容>

- 受講費用の**40%**（上限**20万円**）を支給

<支給要件>

- 在職者又は離職後1年以内（妊娠、出産、育児、疾病、負傷等で教育訓練給付の対象期間が延長された場合は最大20年以内）の者
- 雇用保険の被保険者期間3年以上（初回の場合は1年以上）を有する者

特定一般教育訓練給付に係る指定講座の概要

指定講座数：573講座（令和5年10月1日時点）※以下①～③は当該講座数の内訳

- ①業務独占資格、名称独占資格若しくは必置資格に係るいわゆる養成施設の課程又はこれらの資格の取得を訓練目標とする課程等

講座数：520講座

例) 介護職員初任者研修、介護支援専門員実務研修、大型自動車第一種免許 等

- ②情報通信技術に関する資格のうちITSSレベル2以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程

講座数：10講座

例) 基本情報技術者試験 等

- ③短時間のキャリア形成促進プログラム及び職業実践力育成プログラム

講座数：43講座

例) AI・セキュリティ人材育成プログラム、認定看護管理者教育課程 等

教育訓練給付の概要

労働者が主体的に、厚生労働大臣が指定する(4月、10月の年2回)教育訓練を修了した場合に、その費用の一部を「教育訓練給付」として雇用保険により支給。

	専門実践教育訓練給付 (2014年10月制度開始) 〈特に労働者の中長期的キャリア形成に資する教育訓練を対象〉	特定一般教育訓練給付 (2019年10月制度開始) 〈特に労働者の速やかな再就職及び早期のキャリア形成に資する教育訓練を対象〉	一般教育訓練給付 (1998年12月制度開始) 〈左記以外の雇用の安定・就職の促進に資する教育訓練を対象〉
給付内容	○ 受講費用の 50% (上限年間 40万円) を6か月ごとに支給。 ○ 訓練修了後1年以内に、資格取得等し、就職等した場合、受講費用の 20% (上限年間 16万円) を追加支給。	○ 受講費用の 40% (上限 20万円) を受講修了後に支給。	○ 受講費用の 20% (上限 10万円) を受講修了後に支給。
支給要件	○ 在職者又は離職後1年以内 (妊娠、出産、育児、疾病、負傷等) で教育訓練給付の対象期間が延長された場合 ○ 雇用保険の被保険者期間3年以上 (初回の場合、専門実践教育訓練給付は 2年以上 、特定一般教育訓練給付は 1年以上)	○ 在職者又は離職後1年以内 (妊娠、出産、育児、疾病、負傷等) で教育訓練給付の対象期間が延長された場合 ○ 雇用保険の被保険者期間3年以上 (初回の場合、専門実践教育訓練給付は 2年以上 、特定一般教育訓練給付は 1年以上)	○ 在職者又は離職後1年以内 (妊娠、出産、育児、疾病、負傷等) で教育訓練給付の対象期間が延長された場合 ○ 雇用保険の被保険者期間3年以上 (初回の場合、専門実践教育訓練給付は 2年以上 、特定一般教育訓練給付は 1年以上)
講座数	2,861講座	573講座	11,833講座
受給者数	35,906人 / 171,587人 (累積)	3,056人 / 7,236人 (累積)	78,226人
講座指定要件	<p>次のいずれかの類型に該当し、かつ類型ごとの講座レベル要件を満たすもの (【 】内は訓練期間・時間要件)</p> <ol style="list-style-type: none"> 業務独占資格又は名称独占資格に係るいわゆる養成施設の課程 (看護師・准看護師、介護福祉士、美容師、社会福祉士等の養成課程) 受験率、合格率及び就職・在職率の実績が一定以上 【原則1年以上3年以内で、かつ取得に必要な最短期間(法令上の最短期間が4年の管理栄養士の課程及び法令上の最短期間が3年の養成課程であって定時制により訓練期間が4年となるものを含む)】 専門学校の職業実践専門課程及びキャリア形成促進プログラム (商業実務、衛生関係、工業関係等) 就職・在職率の実績が一定以上 【2年(キャリア形成促進プログラムは120時間以上2年未満)】 専門職大学院 (教職大学院、法科大学院、MBA等) 就職・在職率、認証評価結果、定員充足率等の実績が一定以上 【2年以内(資格取得につながるものは、3年以内で取得に必要な最短期間)】 大学等の職業実践力育成プログラム (自動車工学、会計マネジメント等) 就職・在職率 (正規課程にあっては、就職・在職率及び定員充足率) の実績が一定以上 【正規課程：1年以上2年以内、特別の課程：訓練時間が120時間以上かつ訓練期間が2年以内】 一定レベル以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程 ※ITSSレベル3相当以上 (情報通信技術関係資格 (シスコ技術者認定 CCNP) 等) 受験率、合格率及び就職・在職率の実績が一定以上 【訓練時間が120時間以上 (ITSSレベル4相当以上のものに限り30時間以上) かつ訓練期間が2年以内】 第四次産業革命スキル習得講座 (AI、データサイエンス、セキュリティ等) 就職・在職率の実績が一定以上 【訓練時間が30時間以上かつ訓練期間が2年以内】 専門職大学・専門職短期大学・専門職学科の課程 就職・在職率、認証評価結果、定員充足率等の実績が一定以上 【専門職大学・学科：4年、専門職短期大学・学科：3年以内】 	<p>次のいずれかの類型に該当し、かつ類型ごとの講座レベル要件を満たすもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 業務独占資格、名称独占資格若しくは必置資格に係るいわゆる養成施設の課程又はこれらの資格の取得を訓練目標とする課程等 (介護職員初任者研修、介護支援専門員実務研修、大型自動車第一種免許等) 受験率、合格率及び就職・在職率の実績が一定以上 一定レベル以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程 ※ITSSレベル2相当以上 (120時間未満のITSSレベル3相当を含む) (基本情報技術者試験等) 受験率、合格率及び就職・在職率の実績が一定以上 短時間の職業実践力育成プログラム及びキャリア形成促進プログラム (AI・セキュリティ人材育成プログラム、認定看護管理者教育課程等) 就職・在職率の実績が一定以上 	<p>次のいずれかの類型に該当する教育訓練</p> <ol style="list-style-type: none"> 公的職業資格又は修士若しくは博士の学位等の取得を訓練目標とするもの ①に準じ、訓練目標が明確であり、訓練効果の客観的な測定が可能なもの (民間職業資格の取得を訓練目標とするもの等) <p>講座例</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 輸送・機械運転関係 (大型自動車、建設機械運転等) ○ 医療・社会福祉・保健衛生関係 (介護福祉士実務者養成研修等) ○ 専門的サービス関係 (税理士、社会保険労務士等) ○ 情報関係 (Webクリエイター、CAD利用技術者試験等) ○ 事務関係 (TOEIC、簿記検定、日本語教員等) ○ 営業・販売・サービス関係 (宅地建物取引士等) ○ 技術関係 (技術士、建築士、土木施工管理技士検定等) ○ その他 (大学院修士課程等)
		<p>※特定一般教育訓練給付・一般教育訓練給付の訓練期間・時間要件は、原則として以下のとおり。</p> <p>【通学制】 期間が1か月以上1年以内であり、かつ時間が50時間以上 【通信制】 3か月以上1年以内</p>	

(注) 講座数は2023年10月時点、受給者数 (専門実践教育訓練給付は、初回受給者数) は2022年度実績 (速報値)。

特定一般教育訓練給付の制定経緯

「人づくり革命 基本構想」(平成30年6月13日人生100年時代構想会議決定)(抄)

第5章 リカレント教育

リカレント教育は、人づくり革命のみならず、生産性革命を推進するうえでも、鍵となるものである。リカレント教育の受講が職業能力の向上を通じ、キャリアアップ・キャリアチェンジにつながる社会をつくっていかなければならない。

(教育訓練給付の拡充)

専門実践教育訓練給付(7割助成)について、第4次産業革命スキル習得講座の拡充や専門職大学課程の追加など、対象講座を大幅に拡大する。

また、**一般教育訓練給付については、対象を拡大するとともに、ITスキルなどキャリアアップ効果の高い講座を対象に、給付率を2割から4割へ倍増する。**特に、文部科学大臣が認定した講座については、社会人が通いやすいように講座の最低時間を120時間から60時間に緩和する。あわせて、受講者の大幅な増加のための対策を検討する。

※「経済財政運営と改革の基本方針2018」(平成30年6月15日閣議決定)等においても同様の記載

労働政策審議会人材開発分科会での検討

- ・平成30年 8月28日 第9回労働政策審議会人材開発分科会(人生100年時代構想会議を踏まえた今後の人材開発施策について)
- ・平成30年 9月28日 第10回労働政策審議会人材開発分科会(一般教育訓練給付の拡充に係る対象講座について)
- ・平成30年10月18日 第11回労働政策審議会人材開発分科会(一般教育訓練給付の拡充に係る対象講座について)
- ・平成31年 1月24日 第12回労働政策審議会人材開発分科会(雇用保険法第六十条の二第一項に規定する厚生労働大臣が指定する教育訓練の指定基準等の一部を改正する告示案要綱について(諮問))

→ 指定基準告示の改正の上、**令和元年10月より特定一般教育訓練講座開始**

制度の効果検証について

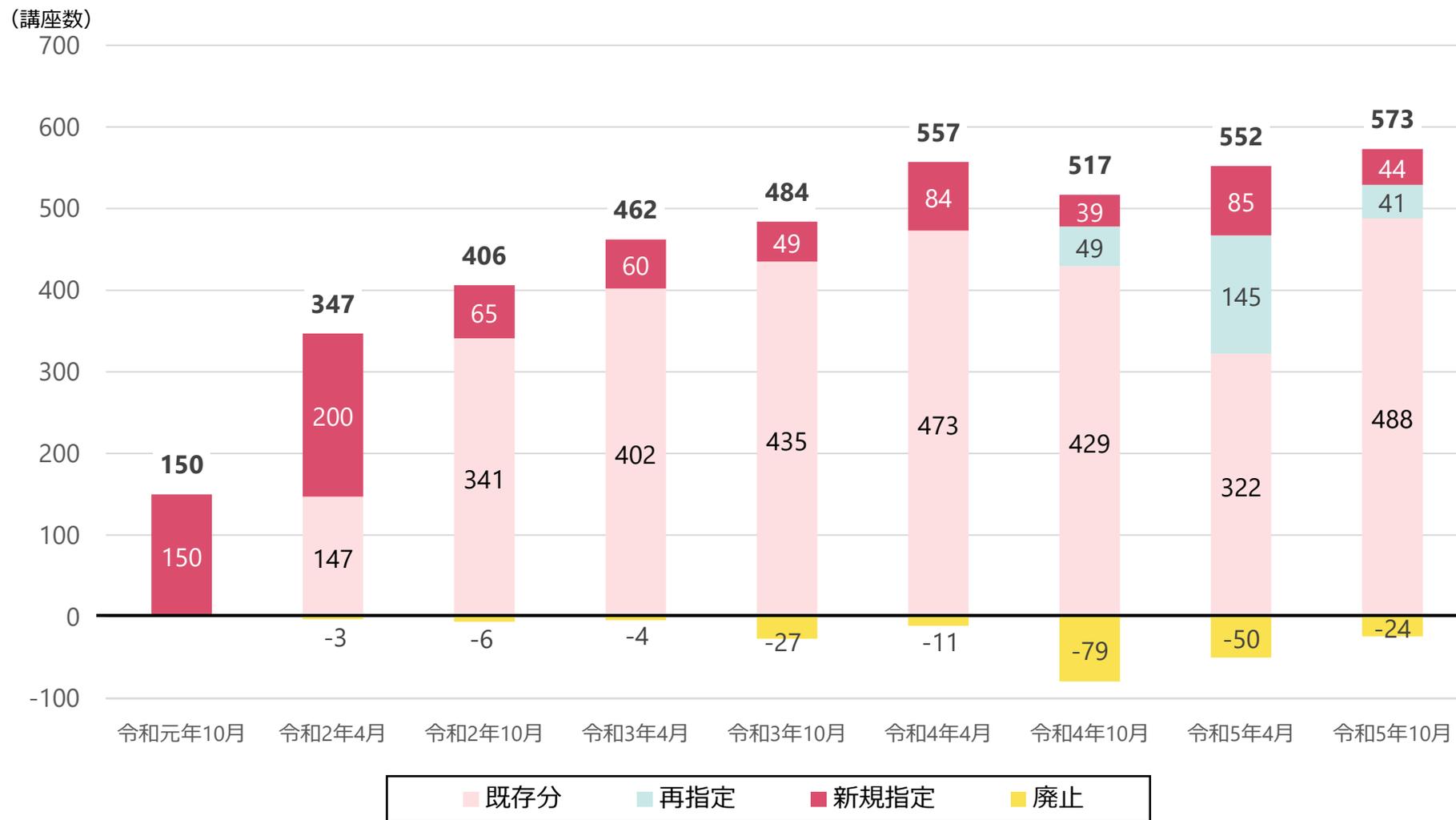
- 労働政策審議会人材開発分科会において、
 - ・制度全体については、適用開始の2年後(令和3年10月)を目途に、
 - ・文部科学大臣が認定する大学等の短時間のプログラムのうち、短期間のものについては、適用開始の1年後を目途に、検証を行うこととされた。
- これについて、指定された講座数が少ないこと等により、効果検証の時期を延期していたが、今般、**適用開始から4年が経過し、講座数や受給者数等の増加により一定の効果検証が可能になったことを踏まえ、制度の活用状況等について分析を行った。**

特定一般教育訓練給付に係る指定講座の状況



特定一般教育訓練給付に係る指定講座数の推移

- 令和元年10月の創設時（150講座）と比べて、令和5年10月指定時で573講座と3.8倍に増加。
- 令和4年10月以降、3年間の指定期間満了による指定講座の廃止等により、指定講座数は横ばいで推移。



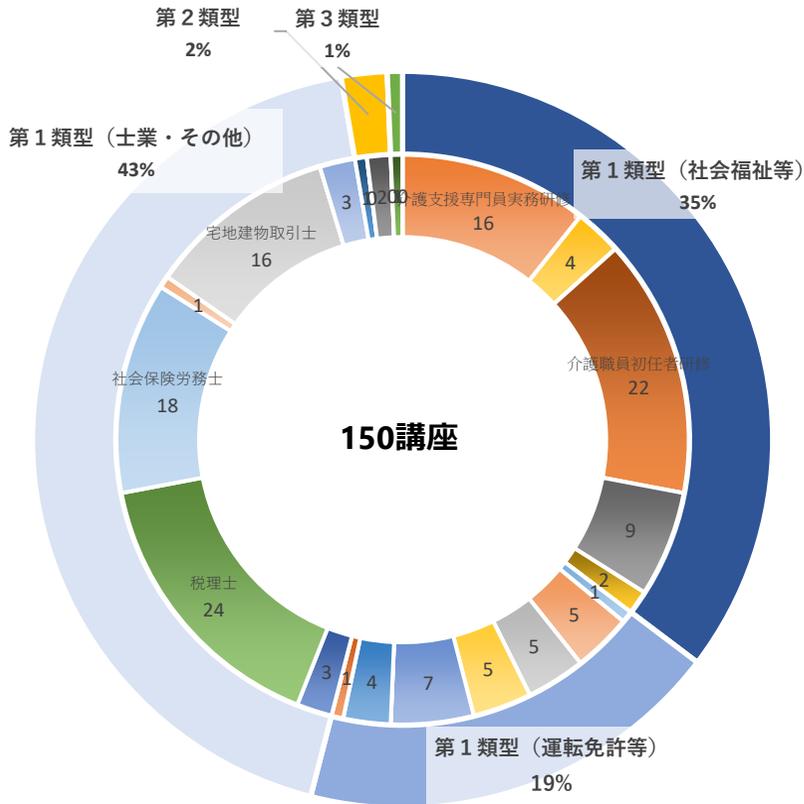
(参考) 特定一般教育訓練給付に係る指定講座数の推移 (目標資格等別)

		R1.10	R2.4	R2.10	R3.4	R3.10	R4.4	R4.10	R5.4	R5.10
第1類型	行政書士	3	3	3	3	1	1	0	0	0
	税理士	24	38	38	38	32	28	10	0	0
	社会保険労務士	18	18	26	29	22	21	10	10	3
	国家資格キャリアコンサルタント	1	1	1	1	1	1	0	0	0
	宅地建物取引士	16	16	17	18	17	13	3	4	4
	介護支援専門員	16	24	27	36	40	48	43	56	64
	介護福祉士	0	1	1	1	1	1	1	3	3
	保育士	4	4	4	5	5	5	3	3	3
	福祉用具専門相談員	0	6	8	8	8	8	8	8	9
	社会福祉士	0	7	7	7	7	7	6	6	6
	特定行為研修	0	6	7	11	13	53	62	65	67
	介護職員初任者研修	22	65	75	75	77	77	76	71	75
	介護福祉士(実務者養成研修)	9	20	28	26	28	30	25	21	18
	喀痰吸引等研修修了	2	12	23	24	24	24	23	21	14
	けん引免許	0	8	8	10	10	11	11	12	12
	移動式クレーン運転士免許	1	2	2	2	2	2	1	0	0
	大型自動車第一種免許	5	26	29	44	54	64	64	76	80
	大型自動車第二種免許	5	21	24	24	28	31	32	32	33
	大型特殊自動車免許	5	13	12	15	16	20	20	20	20
	中型自動車第一種免許	7	24	24	34	39	44	42	51	56
	普通自動車第二種免許	4	8	9	11	12	15	15	15	15
	準中型自動車第一種免許	1	11	18	22	26	26	26	27	32
	フォークリフト運転技能講習	0	1	1	1	1	1	2	2	3
	電気主任技術者試験	0	3	3	3	3	3	3	3	3
技能検定試験 ファイナンシャル・プランニング	3	3	3	3	0	0	0	0	0	
第2類型	Project Management Professional (PMP)	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	情報通信技術関係資格(シスコ技術者認定)	0	0	0	0	0	0	0	2	3
	情報処理技術者試験【基本情報技術者試験】	2	4	4	4	4	4	5	4	4
	情報通信技術関係資格(その他)	0	0	0	0	0	0	3	3	3
第3類型	短時間の職業実践力育成プログラム	1	2	4	7	13	19	23	36	42
	短時間のキャリア形成促進プログラム	0	0	0	0	0	0	0	1	1
合計		150	347	406	462	484	557	517	552	573

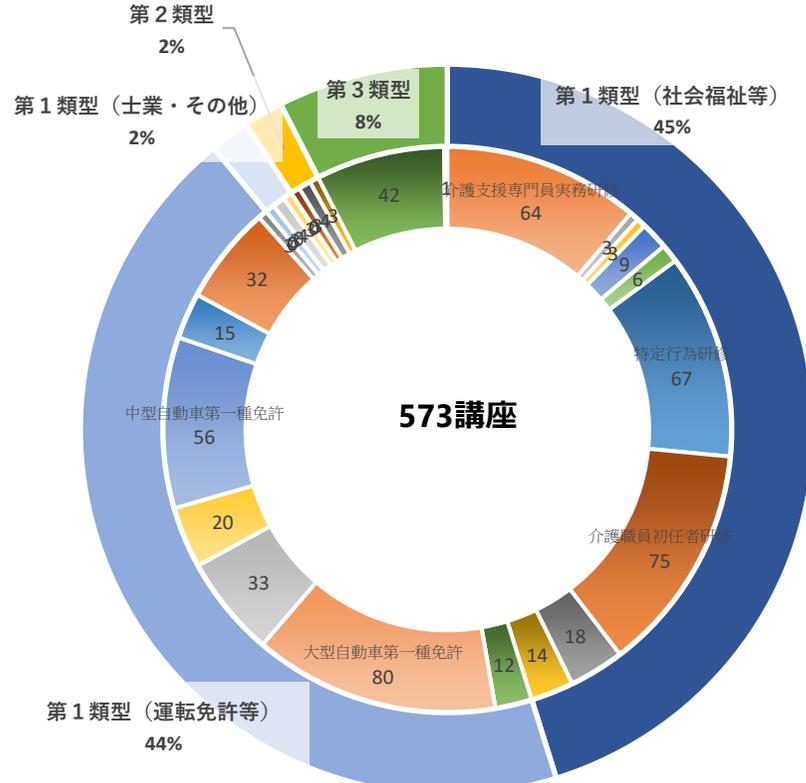
新設時（令和元年10月）と直近（令和5年10月）の指定講座の分布

- 新設時（令和元年10月）は、第1類型が全体の97%、特に税理士や社会保険労務士等の士業関係が約4割を占めていた。
- 直近（令和5年10月）では、士業関係の割合が大幅に減少した一方、社会福祉等関係及び運転免許関係の割合が増加した結果、第1類が約9割となっているほか、第3類型（職業実践力育成プログラム）の割合が着実に増加している。

新設時（令和元年10月）の指定講座分布



直近（令和5年10月）の指定講座分布

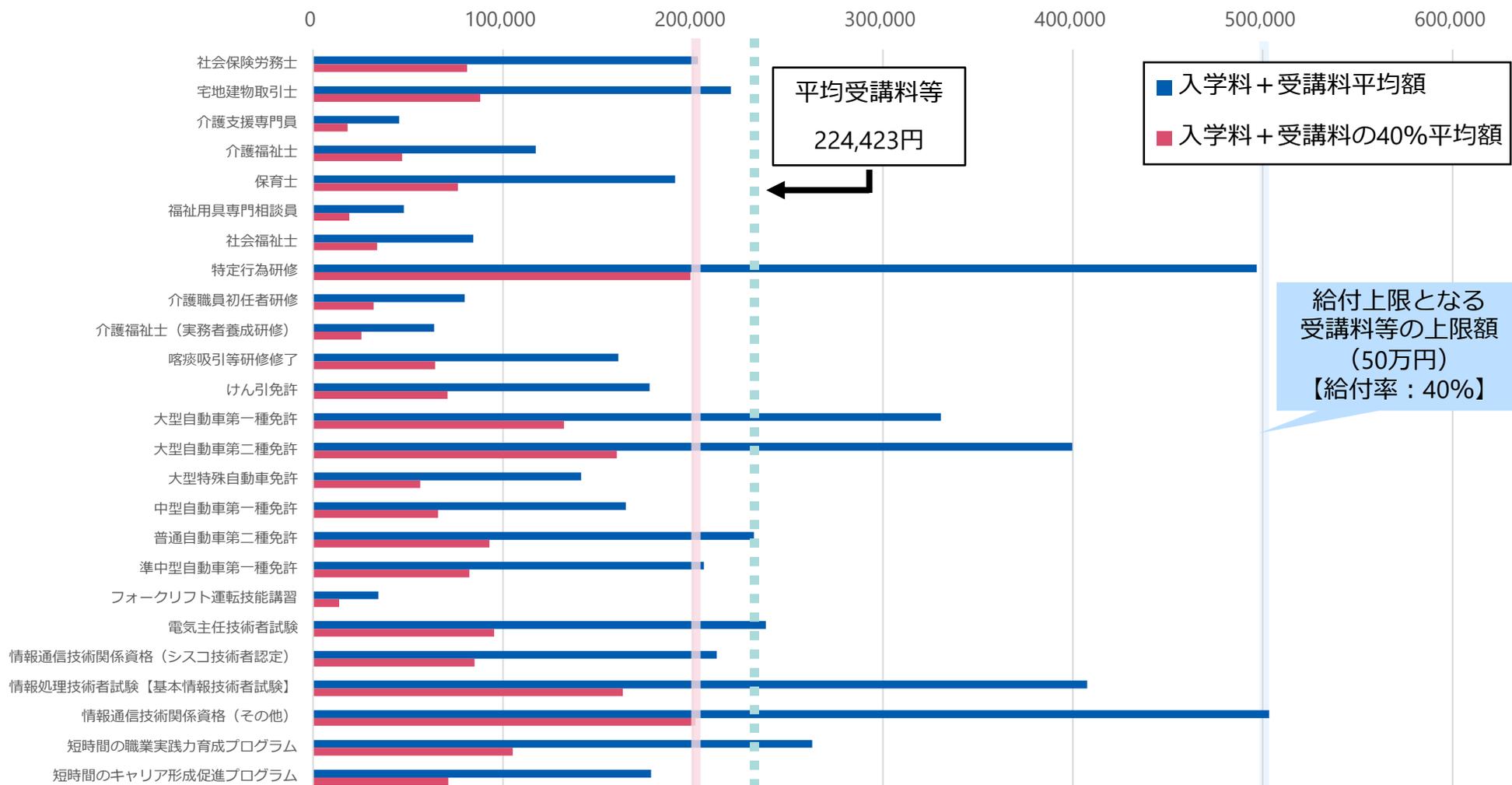


- 第1類型 (社会福祉等)**
 - 介護支援専門員実務研修
 - 介護福祉士
 - 保育士
 - 福祉用具専門相談員
 - 社会福祉士
 - 特定行為研修
 - 介護職員初任者研修
 - 介護福祉士 (実務者養成研修)
 - 喀痰吸引等研修【第1号研修】
- 第1類型 (運転免許等)**
 - けん引免許
 - 移動式クレーン運転士免許
 - 大型自動車第一種免許
 - 大型自動車第二種免許
 - 大型特殊自動車免許
 - 中型自動車第一種免許
 - 中型自動車第二種免許
 - 普通自動車第二種免許
 - 準中型自動車第一種免許
 - フォークリフト運転技能講習
- 第1類型 (士業・その他)**
 - 行政書士
 - 税理士
 - 社会保険労務士
 - 国家資格キャリアコンサルタント
 - 宅地建物取引士
 - 第二種電気主任技術者
 - 技能検定試験 ファイナンシャル・プランニング
- 第2類型**
 - Project Management Professional (PMP)
 - 情報通信技術関係資格 (シスコ技術者認定)
 - 基本情報技術者試験【基本情報技術者試験】
 - 情報通信技術関係資格 (その他)
- 第3類型**
 - 短時間の職業実践力育成プログラム
 - 短時間のキャリア形成促進プログラム

資料出所：厚生労働省「特定一般教育訓練給付の指定講座に係る行政記録情報」より若年者・キャリア形成支援担当参事官室で作成

特定一般教育訓練給付に係る指定講座の平均受講料等の分布（令和5年10月）

- 指定講座全体の平均受講料等は、約22.4万円。
- 給付上限（受講料等50万円以上）に該当する指定講座は、指定講座全体の約7%（573講座中39講座）。講座ごとの平均受講料等でみると、ほぼ全ての講座が給付上限の枠内に収まっている。

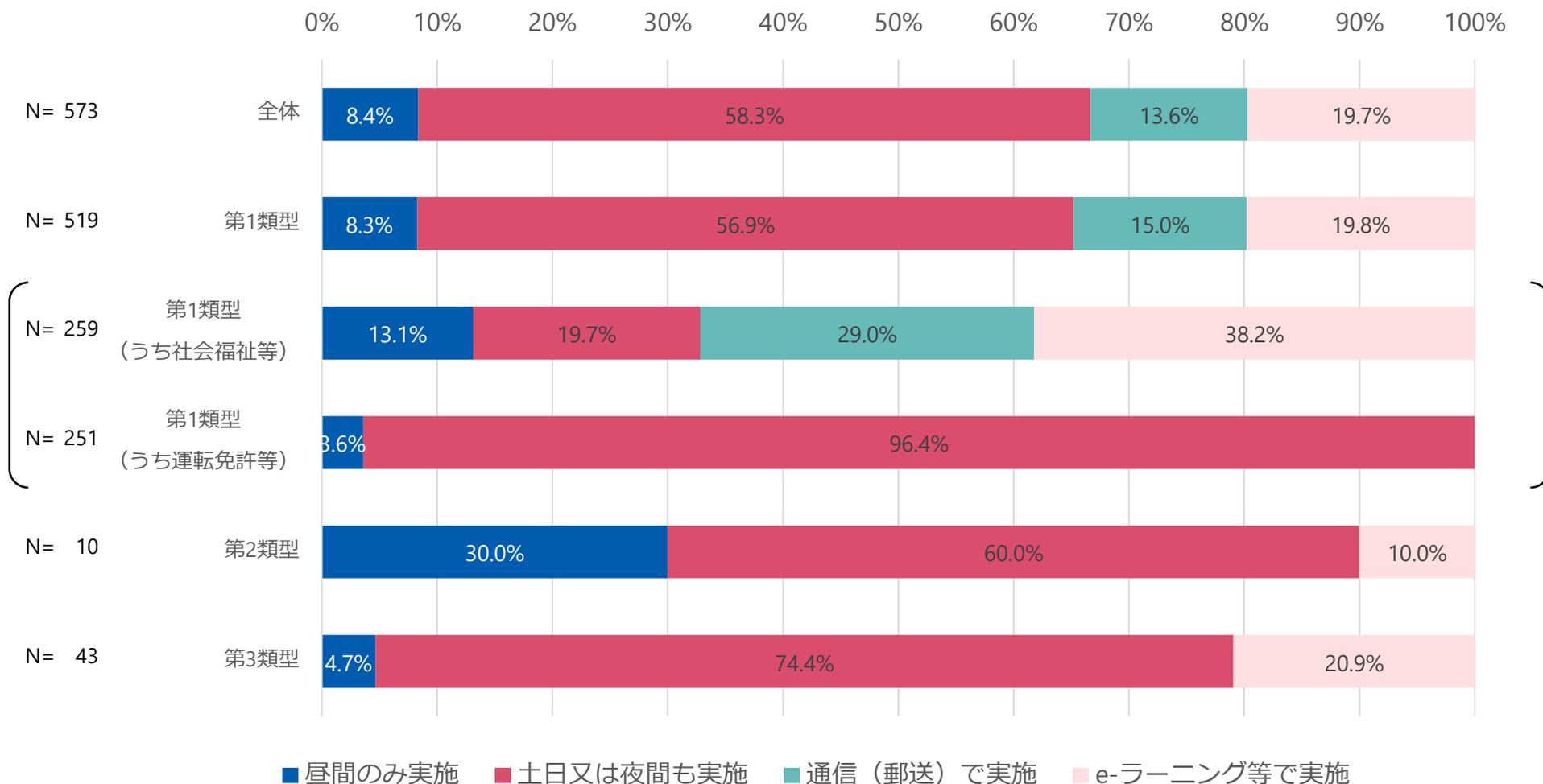


特定一般教育訓練給付に係る指定講座の実施状況（令和5年10月）

○指定講座全体のうち、9割以上で、土日・夜間やe-ラーニング等が行われている。

○第1類型のうち社会福祉等の講座については、通信やe-ラーニング等の講座が多い。

また、第1類型のうち運転免許等の講座や、第3類型の講座では、土日、夜間も実施される講座が多くなっている。



特定一般教育訓練給付の活用状況 (受給者の属性等)

(参考) 受給者の属性・受給者アンケートの集計結果に関する留意点

○受給者の属性・受給者アンケートの集計結果の利用にあたっては、以下の点に留意が必要。

ハローワークシステムの雇用保険被保険者情報等の集計結果（受給者の属性等）

- 令和元年10月から令和5年3月末までに特定一般教育訓練の講座を受講修了し、かつ給付金が支給された者として把握できた7,188人について、ハローワークシステムの雇用保険被保険者情報等を元に、人材開発統括官若年者・キャリア形成支援担当参事官室において独自に集計したもの。
- 在職者・離職者の別は、受講開始時点で被保険者資格を取得している者を「在職者」、離職していた者を「離職者」とした。また、令和5年3月31日時点で就職している者を「在職中の者」、就職していない者を「離職中の者」とした。
- 雇用形態について、ハローワークシステムの雇用保険被保険者情報等は平成21年度以降の情報しか保有していないことから、雇用形態の値は、それぞれの合計の値とは一致しない。
- 雇用形態については、日雇い、派遣、パートタイム、有期雇用契約労働者、季節的雇用者、船員を「正社員以外の者」として、それ以外を「正社員」としている。
- 受給者の年齢は、受講開始日時点の年齢である。

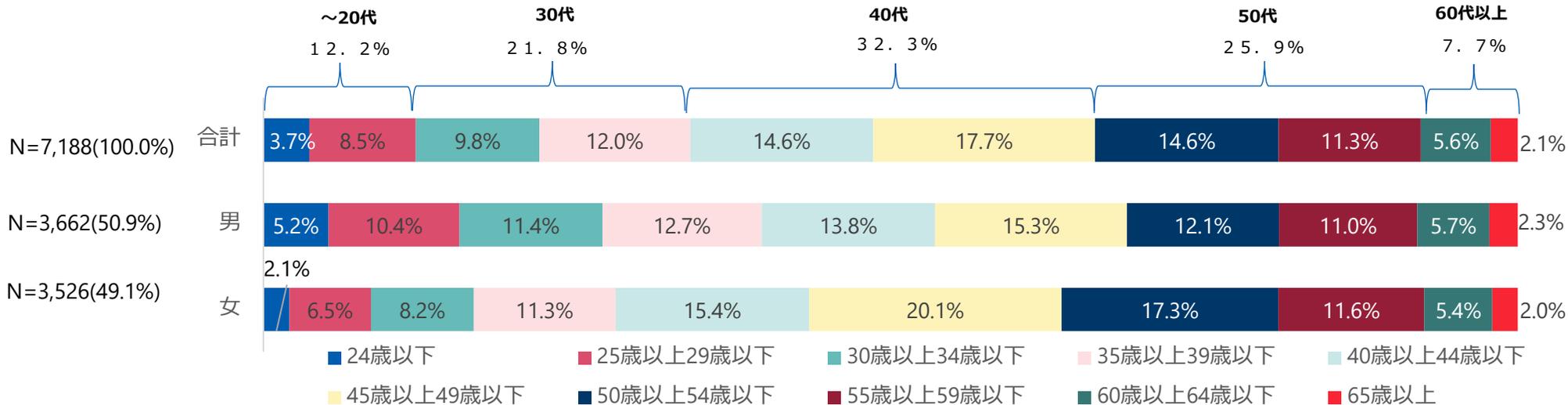
受給者アンケートの集計結果（受講の効果）

- 令和4年9月30日～11月22日に、令和元年10月から令和3年9月末時点までの特定一般教育訓練給付受給者2,457名に対し、WEB回答フォームによるアンケート調査を実施（厚生労働省委託）。
- 本調査に対して回答いただいた311名（回収率12.7%）の集計結果をとりまとめたものであり、回答数が少なく、回収率が低いことに留意が必要。

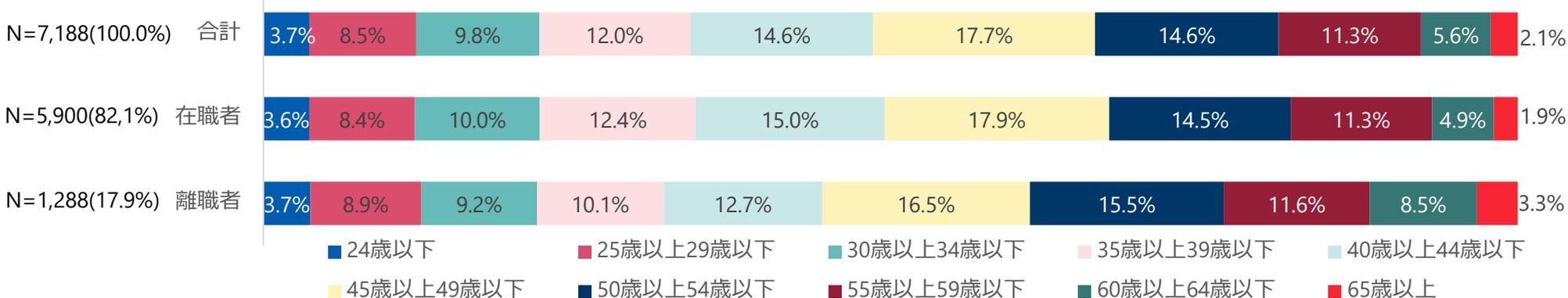
特定一般教育訓練給付の受給者の属性①

- 令和元年10月から令和5年3月末までに特定一般教育訓練の指定講座を受講し、かつ給付金が支給された者の属性としては、男女比は同程度で、年代別には40～50歳代が多くなっている。特に女性は、40歳以上が7割（71.8%）を超えており、その傾向が強い。
- また、受講開始時点で、約8割（82.1%）が在職者、約2割（17.9%）が離職者となっている。

1 性別及び受講開始時の年齢階層別の状況



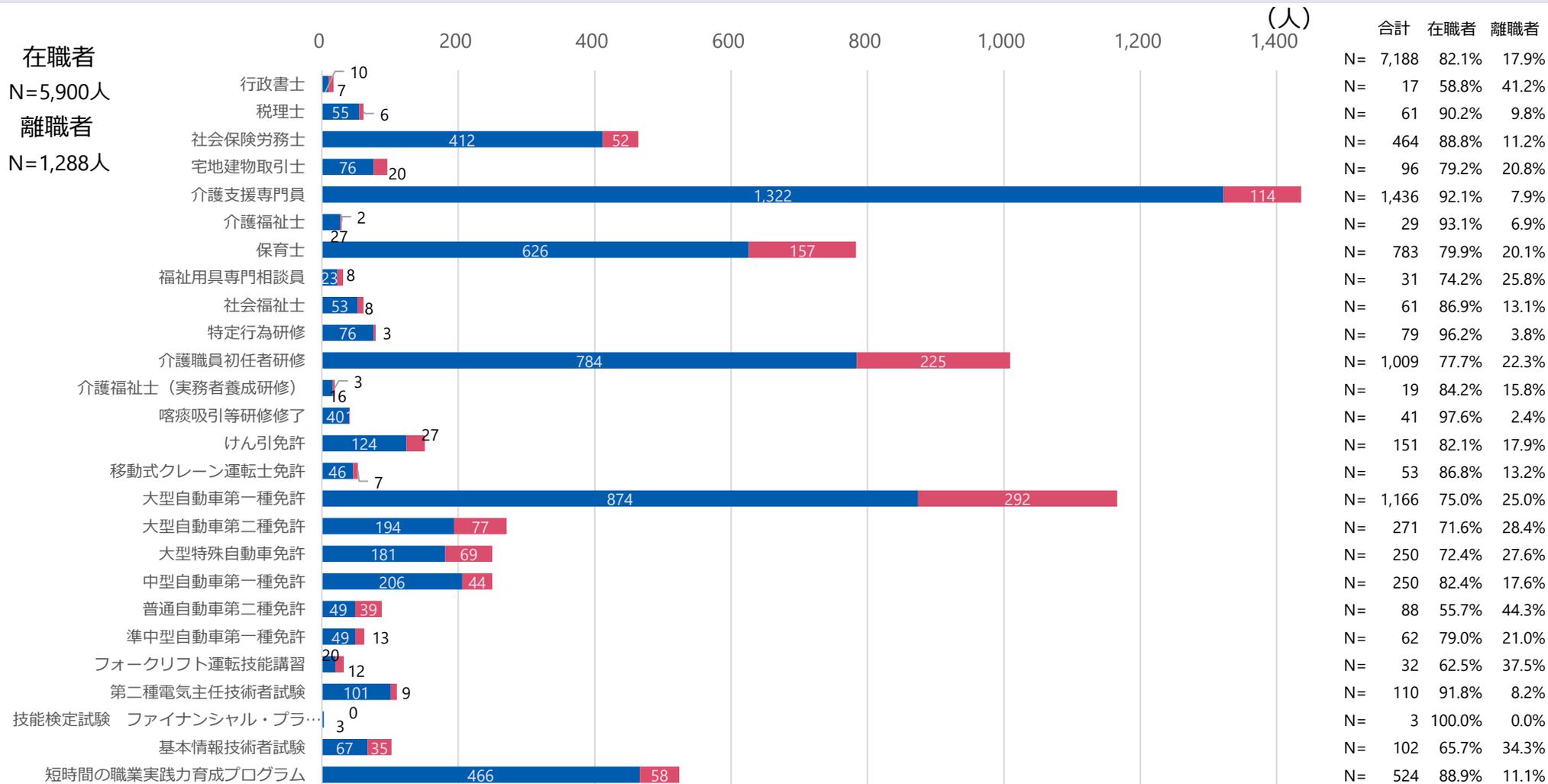
2 受講開始時の雇用類型



特定一般教育訓練給付の受給者の属性②

○講座の類型別の受給者数をみると、講座により大きな差がある。

○また、関係分野の業務を行う上で不可欠な資格関係のうち、大型自動車一種免許、介護職員初任者研修、保育士の講座については、離職者の割合が高くなっている。



在職者の状況①

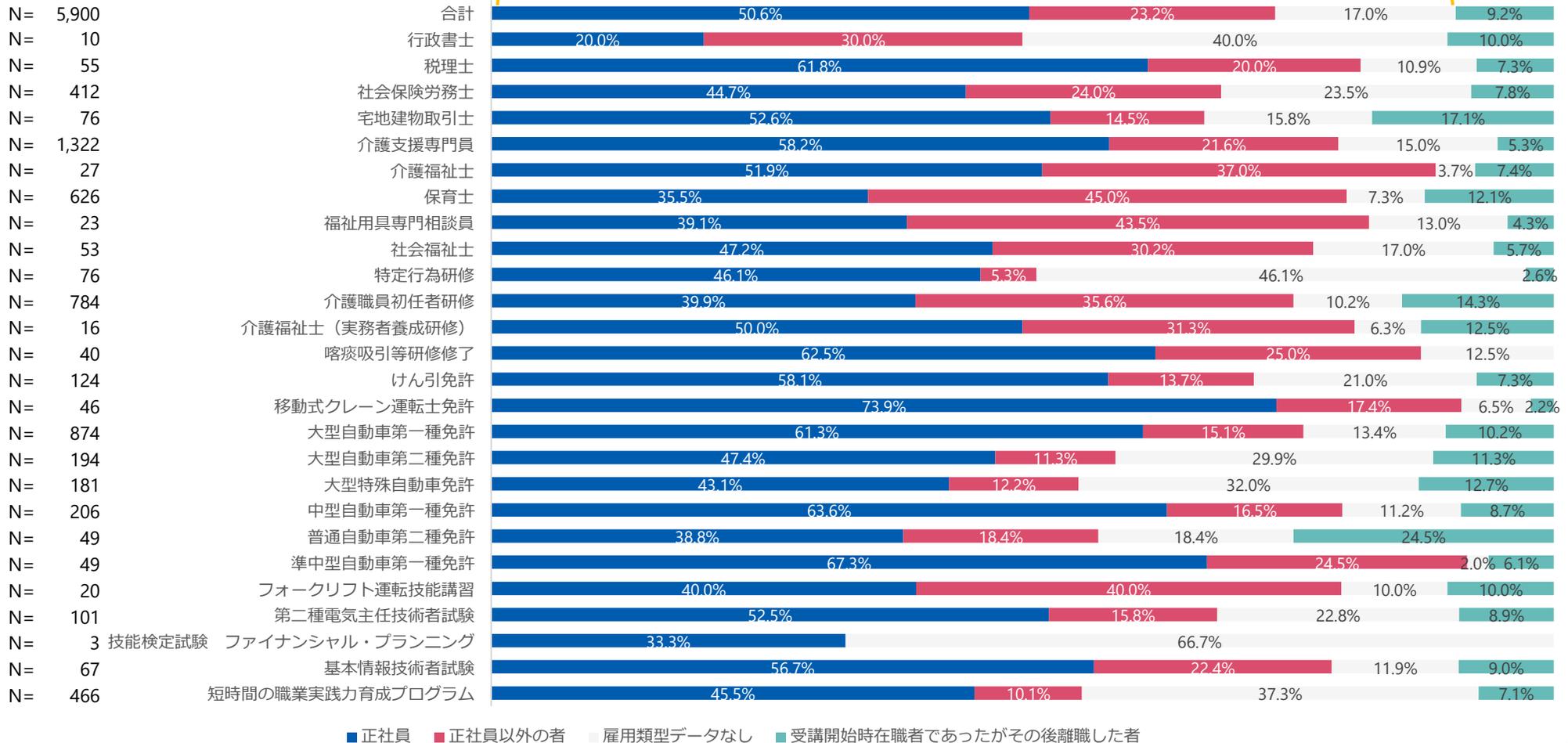
受講開始時に在職していた者の講座類型別の雇用類型（令和5年3月末時点）

○受講開始時に在職していた者について、令和5年3月末時点で、引き続き9割以上（90.8%）が在職者となっている。

※ 在職者のうち、正社員・正社員以外の者の割合については、雇用類型データがない者が一定数いることに留意が必要。

在職者の講座類型別雇用形態（令和5年3月31日時点）

90.8%



■ 正社員 ■ 正社員以外の者 ■ 雇用類型データなし ■ 受講開始時に在職者であったがその後離職した者

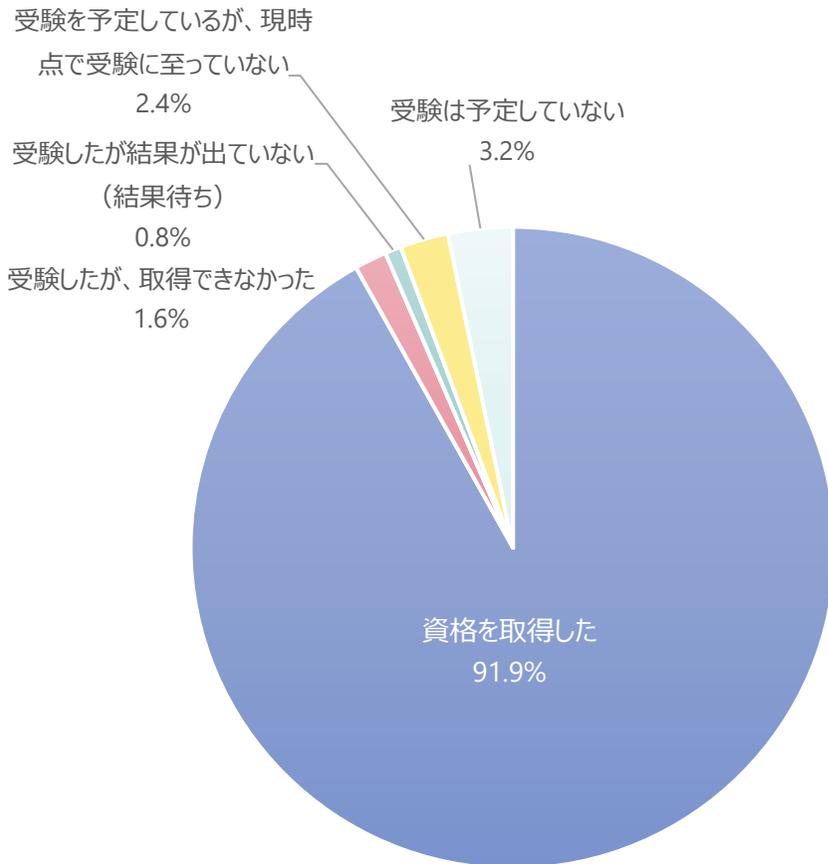
在職者の状況②

特定一般教育訓練給付受給者の講座受講の効果【受給者アンケート（在職者）】

○受講開始時に在職していた者に、資格の取得状況を尋ねたところ、9割以上（91.9%）が資格を取得していた。

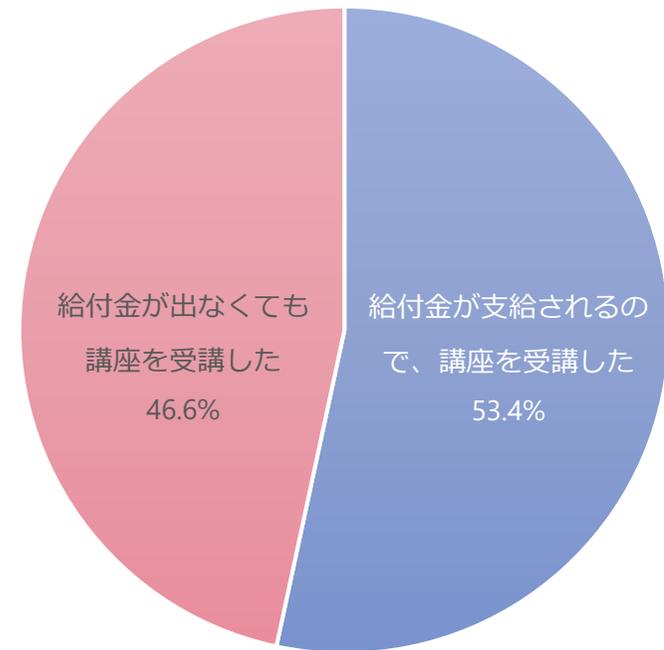
○また、講座受講にあたって、半数以上（53.4%）が「給付金が支給されるので講座を受講した」と回答している。

在職者の資格取得状況



N=247

講座受講にあたっての教育訓練給付の影響



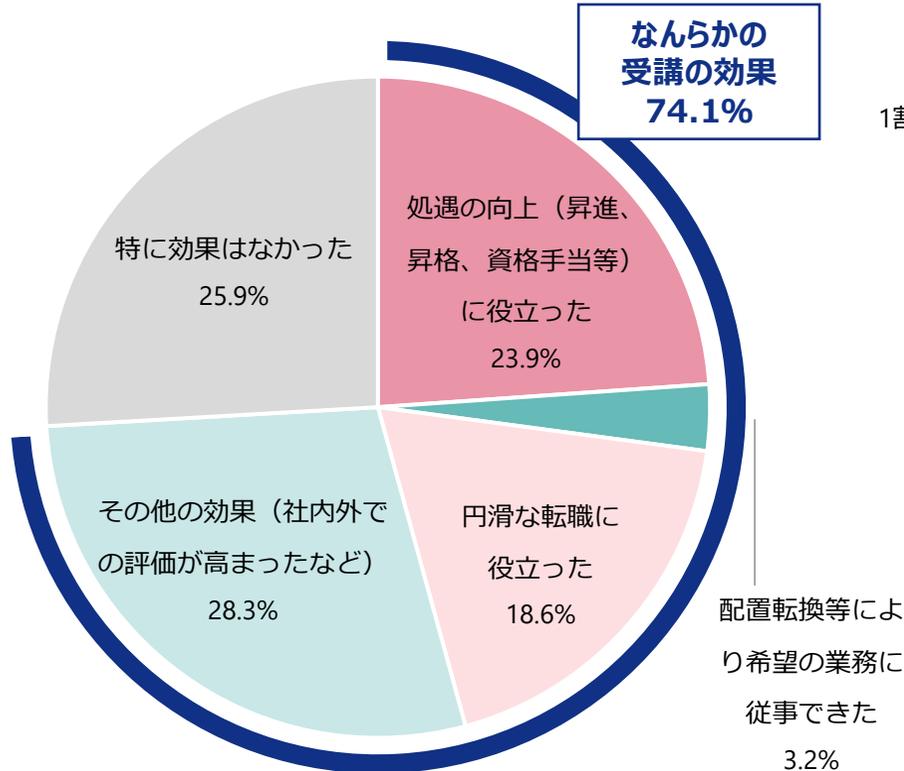
N=253

在職者の状況③

特定一般教育訓練給付受給者の講座受講の効果【受給者アンケート（在職者）】

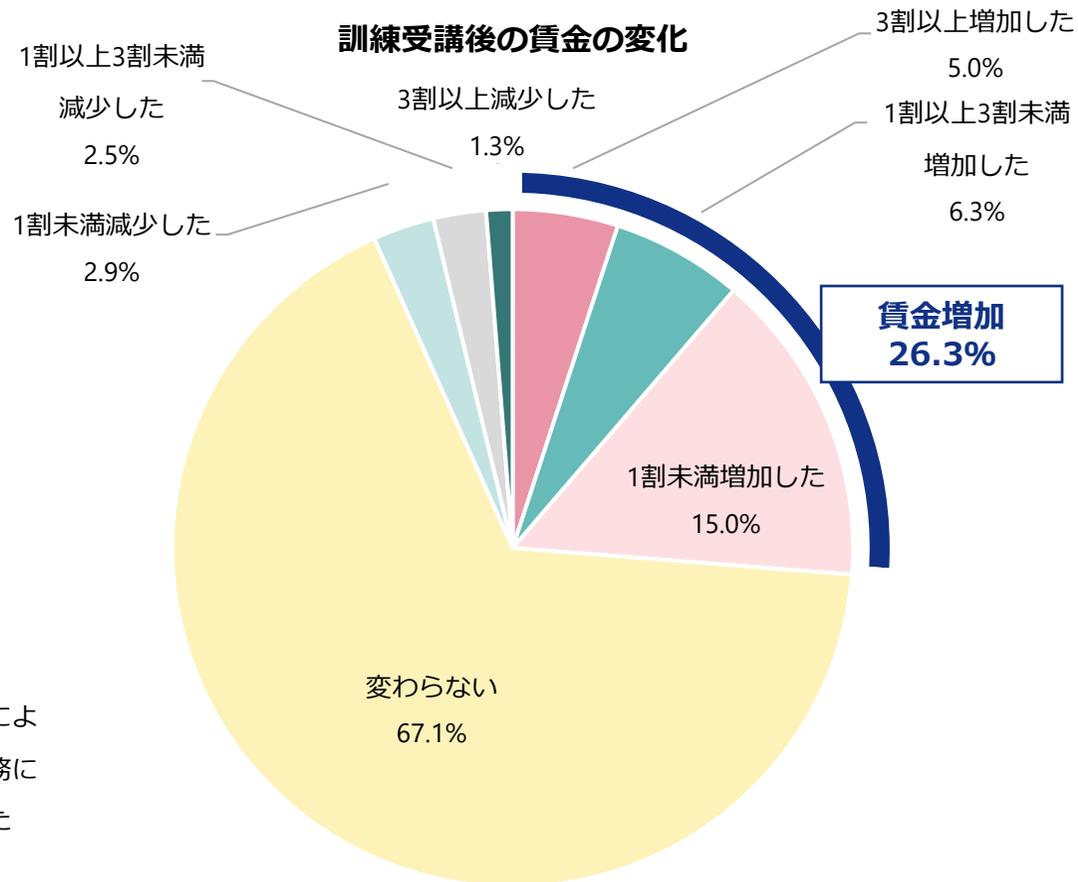
- 受講開始時に在職していた者に講座の受講の効果を尋ねたところ、74.1%が何らかの効果を感じていた。そのうち「処遇の向上に役立った」が23.9%、「円滑な転職に役立った」が18.6%となっている。
- また、訓練受講後の賃金の変化としては、26.3%が賃金が増加したと回答している。

受講者が感じている講座受講の効果



N=247

訓練受講後の賃金の変化



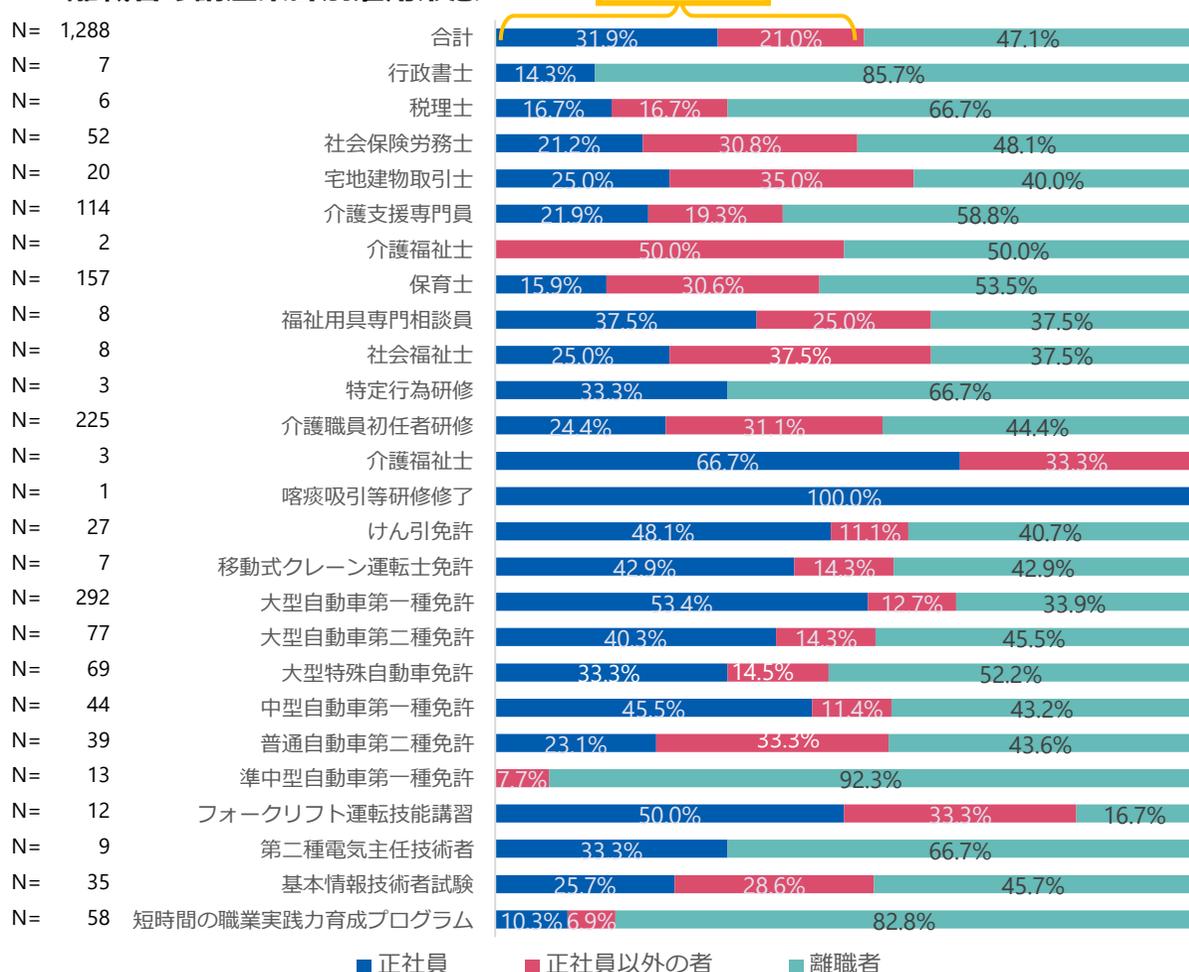
N=240

離職者の状況①

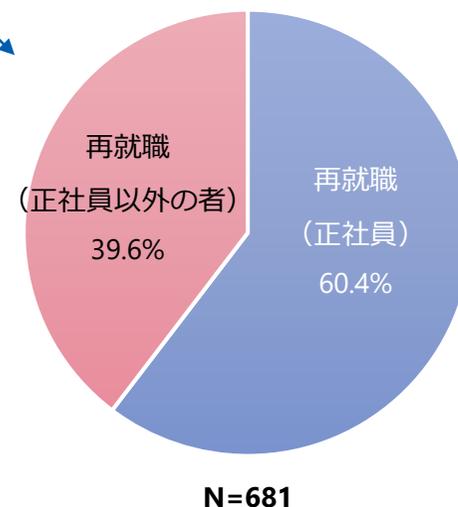
受講開始時に離職していた者の講座類型別の雇用類型（令和5年3月末時点）

- 受講開始時に離職していた者のうち、半数以上（52.9%）が、令和5年3月末時点で雇用保険の被保険者となっている。
- また、再就職した者のうち、6割以上（60.4%）が正社員として再就職しており、雇用動向調査による一般労働者（雇用期間の定めなし）の入職割合4割（40.1%）に比べて高くなっている。

離職者の講座累計別雇用形態



再就職した者の雇用形態



（参考）転職入職者の就業形態・雇用形態別入職状況

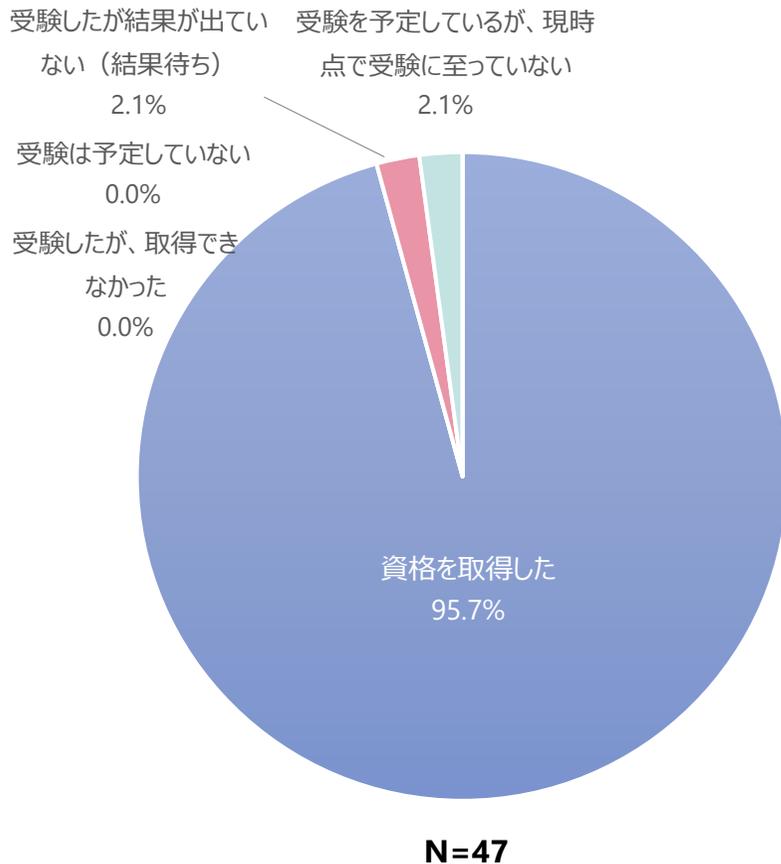


離職者の状況②

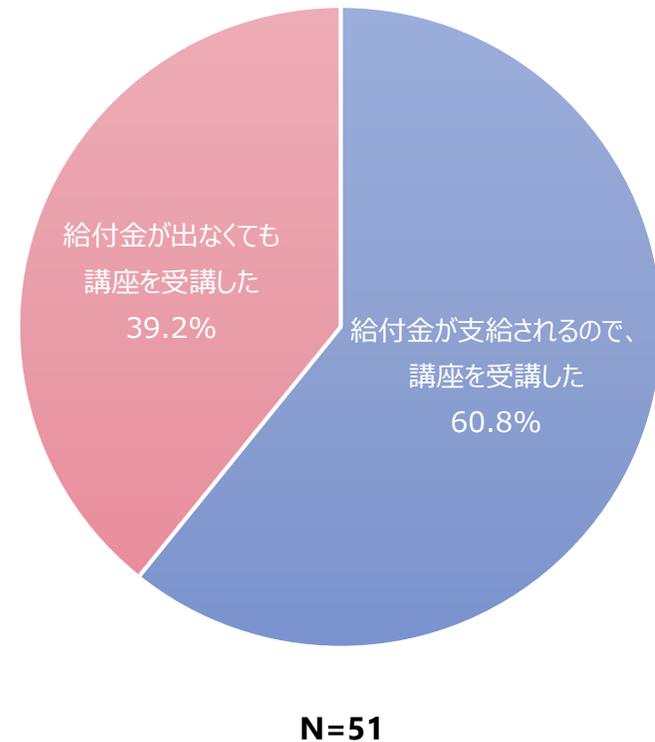
特定一般教育訓練給付受給者の講座受講の効果【受給者アンケート（離職者）】

- 受講開始時に離職していた者に、資格の取得状況を尋ねたところ、ほとんどの者（95.7%）が資格を取得していた。
- また、講座受講にあたって、6割以上（60.8%）が、「給付金が支給されるので講座を受講した」と回答している。

離職者の資格取得状況



講座受講にあたっての教育訓練給付の影響

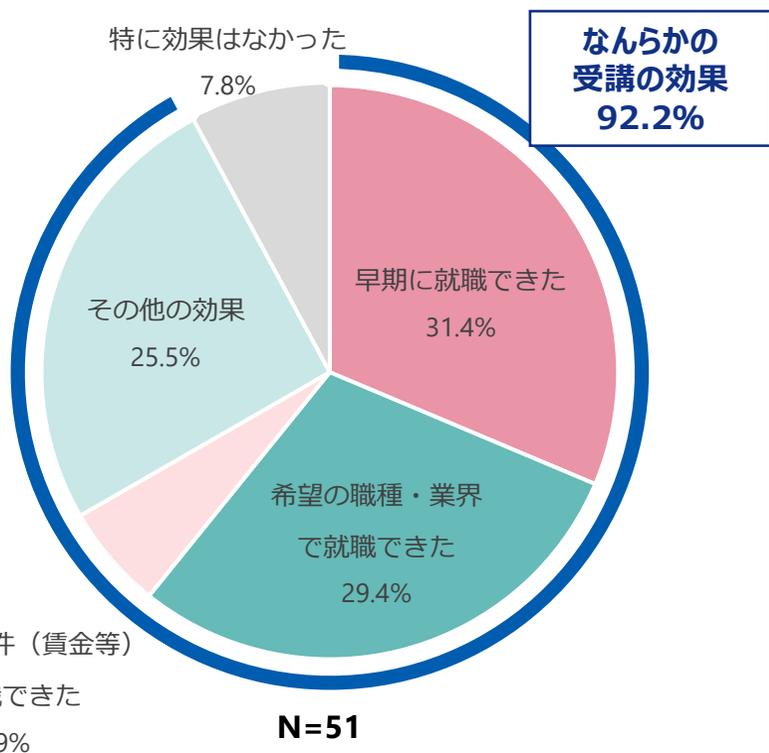


離職者の状況③

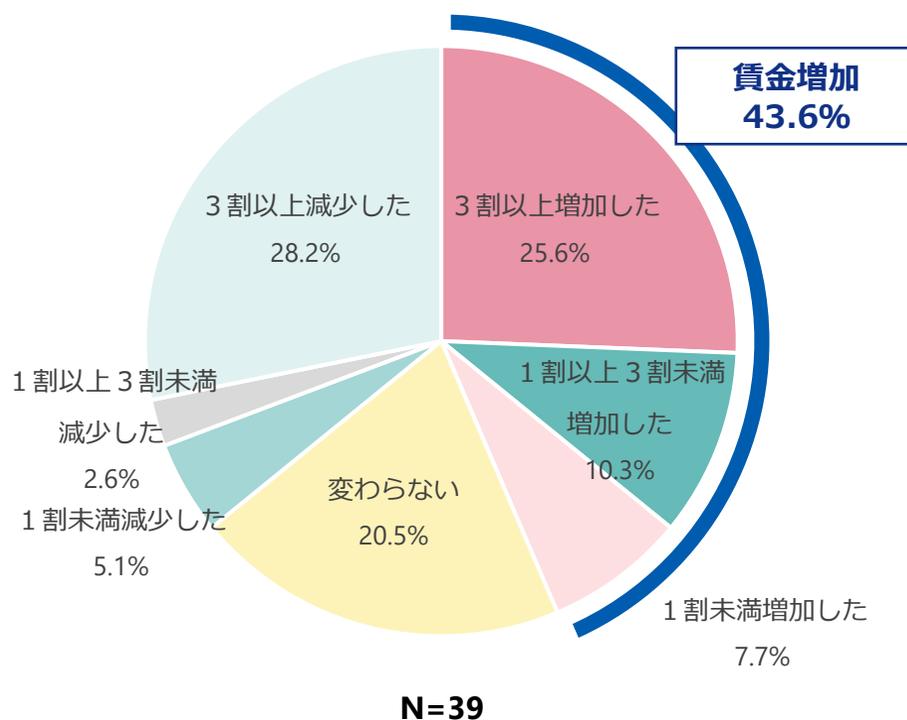
特定一般教育訓練給付受給者の講座受講の効果【受給者アンケート（離職者）】

- 受講開始時に就業していなかった者に、講座の受講の効果を探ったところ、9割以上（92.2%）が何らかの効果を感じていた。そのうち「早期に就職できた」が31.4%、「希望の職種・業界で就職できた」が29.4%となっている。
- また、再就職により、4割以上（43.6%）が賃金が増加したとしており、雇用動向調査における再就職後に賃金が増加した者の割合（34.8%）に比べて高くなっている。

受講者が感じている講座受講の効果



訓練受講後の賃金の変化（再就職した者）



(参考) 前職からの賃金変動状況



まとめ

1. 特定一般教育訓練に係る指定講座の状況

- 指定講座数は、令和元年10月の創設時（150講座）と比べて3.8倍（573講座）に増加した。
- 講座類型では、第一類型（業務独占資格等）で9割を占めているほか、第3類型（職業実践力育成プログラム）の割合が着実に増加している。また、指定講座の9割以上でオンライン対応等が行われている。

2. 特定一般教育訓練の活用状況

- 利用者の属性は、男女比は同等で、約8割が在職者、約2割が離職者となっている。
- 在職者（受講開始時）の9割以上が引き続き在職している。
離職者（受講開始時）の半数以上が再就職し、そのうち6割以上が正社員となっている。
- 受給者アンケートからは、次のとおり一定の受講効果が確認された。（※回答数が少ないことに留意が必要）
【在職者】 9割以上が資格を取得。3 / 4が処遇の向上など受講の効果を感じ、1 / 4が賃金増加。
【離職者】 ほとんどの者（95.7%）が資格を取得。9割以上が早期就職など受講の効果を感じ、4割以上が賃金増加。

3. 今後の方向性

- 教育訓練を希望する者が、質の高い講座を受講することができるよう、訓練受講後の就職率等が高い講座や成長産業分野の講座などを中心に、関係団体・事業者等に対して、講座指定の申請勧奨を進める。
- また、一人一人が自らの意思で行うリ・スキリングを後押しできるよう、教育訓練給付制度の周知を進める。
- あわせて、必要に応じて、講座指定要件等の見直しを行えるよう、講座ごとの受講効果等をより詳細に把握する方策を検討していく。